

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 37 号

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とする。

第1条中「京都市こころの健康増進センター条例（以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（事業）

第1条 京都市こころの健康増進センター条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労移行支援

(2) 同法第5条第16項に規定する就労継続支援

別表中「第1条関係」を「第2条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)